

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

1 2 問

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述のうち、用語の定義として正しいものはどれか。電波法（第2条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、500万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその管理を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

[2] 次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定されるものはどれか。電波法（第8条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の目的 2 免許の有効期間 3 通信の相手方及び通信事項 4 電波の型式及び周波数

[3] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が A の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が C 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項から第26項までの規定において、別段の定めがあるものは②にかかわらず、その定めるところによるものとする。

A	B	C
1 重要無線通信に使用する無線設備	利得及び能率	4ナノワット
2 重要無線通信に使用する無線設備	電氣的常数	4ミリワット
3 他の無線設備	電氣的常数	4ナノワット
4 他の無線設備	利得及び能率	4ミリワット

[4] 次に掲げる事項のうち、空中線の指向特性を定める事項に該当しないものはどれか。無線設備規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 給電線よりの輻射
- 2 主輻射方向及び副輻射方向
- 3 垂直面の主輻射の角度の幅
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであつて電波の伝わる方向を乱すもの

[5] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合しているものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	G 1 C	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	ファクシミリ
2	J 3 E	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
3	F 9 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
4	G 7 W	角度変調であって位相変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン（映像に限る。)

[6] 次の記述は、主任無線従事者の非適格事由について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の3）の規定に照らし、最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の **A** を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ② ①の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。
- (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から **B** を経過しない者に該当する者であること。
- (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号の規定により業務に従事することを停止され、その処分の期間が終了した日から3箇月を経過していない者であること。
- (3) 主任無線従事者として選任される日以前5年間において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその **C** に従事した期間が3箇月に満たない者であること。

	A	B	C
1	操作の監督	2年	監督の業務
2	操作の監督	3年	管理の業務
3	管理	2年	管理の業務
4	管理	3年	監督の業務

[7] 次の記述のうち、非常通信の定義として正しいものはどれか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、電気通信業務の通信を利用することができないときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 3 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、有線通信を利用することができないときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

[8] 次の事項のうち、電波を発射して行う無線電話の機器の試験又は調整中、しばしばその電波の周波数により聴守を行って確かめなければならないものはどれか。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他の無線局から停止の要求がないかどうか。
- 2 受信機が最良の感度に調整されているかどうか。
- 3 空中線電力の偏差が許容値を超えていないかどうか。
- 4 その電波の周波数の偏差が許容値を超えていないかどうか。

[9] 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する **A** が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して **B** 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する **A** が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する **A** が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに **C** しなければならない。

	A	B	C
1	電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	①の停止を解除
2	電波の強度	臨時に	その旨を通知
3	電波の質	3箇月以内の期間を定めて	その旨を通知
4	電波の質	臨時に	①の停止を解除

[10] 次の記述は、総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は登録人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 **A** 以内の期間を定めて **B** の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 **C** 若しくは空中線電力を制限することができる。

	A	B	C
1	1箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
2	1箇月	電波の発射	周波数
3	3箇月	無線局の運用	周波数
4	3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

[11] 次に掲げる事項のうち、無線従事者がその免許を取り消されることがあるときに該当しないものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 2 正当な理由がないのに、無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。
- 3 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 4 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。

[12] 次の記述は、無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、その無線局を □ A □ ときは、その旨を総務大臣に □ B □ 。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 □ C □ 以内にその免許状を返納しなければならない。

	A	B	C
1	廃止した	届け出なければならない	3箇月
2	廃止した	申請しなければならない	1箇月
3	廃止する	申請しなければならない	3箇月
4	廃止する	届け出なければならない	1箇月